



令和8年7月30日

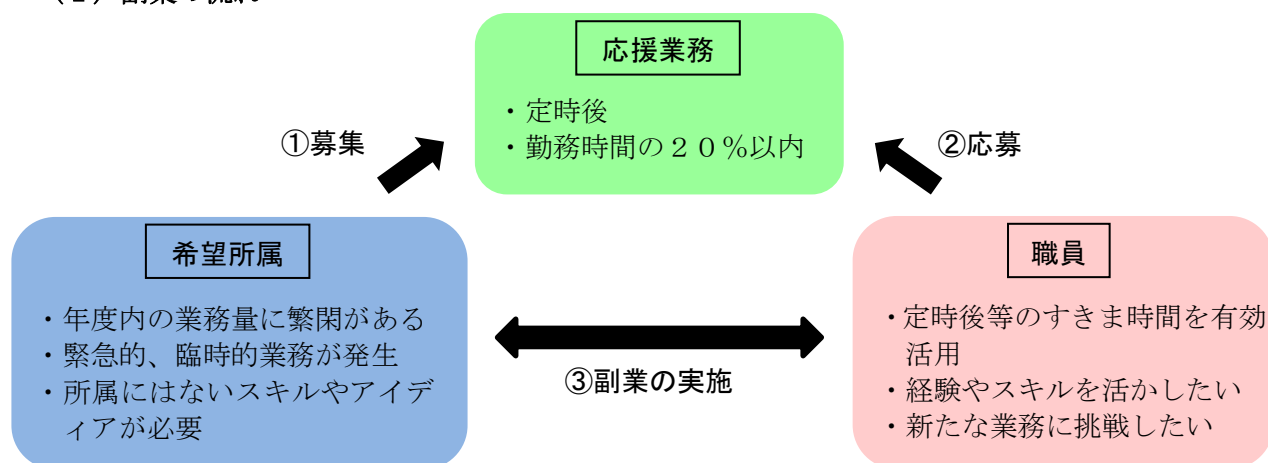
担当課	人事課
担当者	瀧本・寺井
電話	(073) 435-1019
内線	2566

庁内人材シェアで業務を平準化！ 職員の成長機会を創出する庁内副業を制度化します

庁内での人材の柔軟な活用を推進し、組織全体の業務の平準化と職員の成長機会の創出を図るため、職員が所属部署の業務に加えて、他部署の業務にも従事できる庁内副業を8月から制度化します。

1 庁内副業制度の概要

(1) 副業の流れ



(2) 対象となる職員

- ・管理職を除く正規職員及び再任用職員
- ・副業実施月の時間外勤務時間数が45時間を超えない職員

2 期待される効果

業務の平準化	繁忙部署を支援し、業務負担の偏りを解消
職員の成長	他部署での業務経験による知識やスキルの習得
エンゲージメントの向上	新たな挑戦でキャリア形成を促進、やりがいの創出
組織力の向上	部署間の連携強化と人材の有効活用